

第23回 飼料の安全性に関する検討会

日 時

平成14年7月16日 13:00～17:00

会 場

(独)動物衛生研究所

参集範囲

()内は出席者数

生産局畜産部飼料課(3)、生産局畜産部衛生課(1)、肥飼料検査所(4)、畜産草地研究所(13)、動物衛生研究所(14)

議 事

関係5機関における飼料の安全性に関する取り組みについて報告と討議。今回は、飼料と牛海綿状脳症(BSE)をめぐる問題と各機関における特徴的な話題が報告された。

○生産局畜産部飼料課

・BSEへの取り組み；国内における肉骨粉(MBM)42万tは、配合飼料原料として、51%が採卵鶏、29%がブロイラー、20%が豚に使用されている(00年)。乳・肉用牛には97年より通達で禁止。MBMの配合割合は、鶏用飼料で3.2～3.5%、豚用で1.4%。BSE発生後、反芻動物由来蛋白飼料の牛への使用を法的に禁止。MBMとそれを含む飼肥料の輸入、国内出荷停止。豚・馬・鶏の血粉・血漿蛋白・チキンミールの牛以外への使用禁止を条件付解除。牛の代用乳の動物性油脂は、EUと同じく不純物0.02%以下とした。02年2月に魚粉工場に哺乳動物蛋白の汚染があったため、魚粉の牛用飼料(魚粉全体の2%を利用)への利用の停止要請。6月来日のOIE専門家の原料から製品使用にいたる間のMBMの交差汚染対策が必要との指摘を受け、規制見直しを継続的に検討していく。

・マイコトキシン対策；アフラトキシンについては、米国からのトウモロコシ輸入に際し、GIPSA(穀物

検査庁)によるサーティフィケーション添付。デオキシニバレノールについては、国内産小麦の含量が厚生労働省基準を上回って飼料利用される場合が課題であり、飼料中の暫定許容基準値を設定した(3ヶ月以上の牛用4.0ppm、それ以外の飼料1.0ppm)。豚で問題となるゼアラレノンについては、本年米国産マイロに高濃度で(数ppm)検出されたことから、暫定基準値を1.0ppmとする通知を发出了。米国から輸入されるライグラス等のエンドファイトのエルゴバリンおよびロリトレムBが問題である。また、ライグラス等の需要が高まっているので今後法規制等の対策が必要(11月に都道府県に注意喚起)。アフラトキシンについては、原料段階でのモニタリングが今後の課題。

・遺伝子組換え体飼料(GMO)については、スターリンクは日本での飼料利用は認めておらず、01年以後米国で作付けは行なわれていない。GMO安全性審査の法的義務化と意図せざる混入に備えた許容基準の設定を予定。生物多様性の保全とその持続可能な利用への悪影響防止がカルタヘナ議定書発効により重要となることから、輸出入手続きとリスク管理を実施予定。

・飼料利用抗生物質による耐性菌の医療への悪影響防止について国際機関で検討中。バンコマイシン耐性腸球菌誘導で問題となるアボパルシンは、飼料添加物指定を取り消しているが、EUでも取り消される方向(コクシジウム剤を除く)。サルモネラやカンピロバクターの耐性菌についても注意が必要。抗生物質に頼らない畜産を目指す観点から、有機酸や生菌剤を用いた「抗菌剤非依存型畜産調査実証事業」をH12年より実施中。

・その他；ロシア産飼料用脱脂粉乳のクロラムフェニコール汚染がEUの警報で探知されたため、わ

が国でもその積戻しを実施。ドイツ産食用小麦から農薬ニトロフェンが検出されたため、ドイツ産穀物についても検査したが未検出であった。飼料用ワラ原料としての古畳から BHC、DDT、ディルドリンが検出されたことから、製造中止を指導し、給与牛での残留検査を行なったところ認められなかった。中国製魚介類からクロラムフェニコールが検出されたため、同国魚粉について検査強化。飼料基盤強化の取り組みとして、稲発酵粗飼料（稲ホールクroppサイレージ）の作付け拡大が行なわれ、H13 年度は前年の 4 倍（2000ha）である。食品廃棄物の飼料化が取り組まれている。一般廃棄物（家庭・外食・流通由来）1600 万 t、産業廃棄物（食品製造由来）340 万 t が排出され、飼料利用は 104 万 t（5%）である。うち産業廃棄物の飼料利用は 31%、肥料利用は 14% あるが、一般廃棄物については飼料利用はゼロである。

○生産局畜産部衛生課

国内 BSE4 例目までの状況、防疫対応経過、サーベイランス実施状況と今後、MBM の取り扱いと動物性蛋白等の輸入規制措置、BSE 感染源と感染経路の調査状況について報告。

○肥飼料検査所

同所で実施した全国の配合飼料工場、単体飼料工場、輸入業者、港湾サイロ、倉庫について立ち入り検査では、違反件数は 1.5% であった（BSE にかかわる違反はなし。）米国産マイロにおけるゼアラレノンについての商社サンプルの検査結果では、0.17 ~ 7.26ppm を検出。FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議でオクラトキシン、T-2 トキシン、デオキシニバレノール、アフラトキシン M1 の TDI

について検討中、わが国でもマイコトキシンのモニタリングデータが必要か。国産小麦摂取量計算で DON の許容量を超える場合のあることから、厚生省が小麦の暫定基準値 1.1ppm を設定。クロラムフェニコール検査実施とその定量法の改良（定量限界 5ppb）について報告。

○畜産草地研究所

PCR 法による飼料中の動物由来飼料原料の検出法の開発、飼料に含まれるダイオキシン類の豚および家禽への影響、草食家畜生産物への影響評価、草地における動態と草地外への影響などの研究課題について報告。

○動物衛生研究所

「安全性研究における重点課題と研究推進方向」および「安全性研究部・中期計画に基づく実施研究課題」について説明。平成 13 年度まで行われた研究課題のうち主要研究成果とされた「家畜中毒診断のためのオレアンドリン、グラヤノトキシンおよび可溶性シュウ酸分析法」、「動物体内と環境中における腸管出血性大腸菌の遺伝子型変遷」、「薬剤耐性を指標とした S. Typhimurium DT104 浸潤状況調査」の 3 課題について報告。H14 年度「農林水産研究高度化事業：BSE に関わる飼料等の安全性評価法および肉骨粉の不活化・有効利用技術の開発」、H15 年度「BSE および人獣共通感染症の制圧のための技術開発課題」の概要を報告。研究トピック「牛の腸管出血性大腸菌 0157 の排菌と飼料の関係」を説明。

引き続き 5 機関により本検討会を行っていく。次回は、畜産草地研究所において開催。

（安全性研究部長）